

令和8年度 旅券・証明・査証手数料(令和8年7月1日以降)

在インドネシア日本国大使館領事部

種別		手数料					
		令和8年度					
		(2026年7月1日以降の申請) (IDR)		オンライン決済に よる納付(JPY)	(2026年4月1日から6月30日までの 申請) (IDR)		オンライン決済に よる納付(JPY)
		書面申請	電子申請	電子申請	書面申請	電子申請	電子申請
旅券	10年旅券 ※申請時18歳以上	1,020,000	980,000	8,900	1,790,000	1,750,000	15,900
	5年旅券(12歳以上)※7/1以降、18歳以上は廃止。	530,000	480,000	4,400	1,240,000	1,200,000	10,900
	5年旅券(12歳未満)				690,000	650,000	5,900
	残存有効期間同一旅券 ※18歳未満不可。	640,000	590,000	5,400	690,000	650,000	5,900
	渡航先追加	440,000			180,000		
	帰国のための渡航書	410,000			270,000		
和文証明	在留証明	130,000		1,200	130,000		1,200
	署名(及びぼ印)証明	190,000			190,000		
英文証明	戸籍記載事項証明	130,000		1,200	130,000		1,200
	翻訳証明	480,000		4,400	480,000		4,400
	印章証明						
	○ 官公署発行のもの	490,000		4,500	490,000		4,500
	○ 独立行政法人、特殊法人、学校法人(学校教育法第1条該当校)発行のもの	190,000		1,700	190,000		1,700
VISA (査証)	SINGLE ENTRY VISA (一般入国査証)	GENERAL (一般)	1,650,000		330,000		
		インド人	90,000		90,000		
	MULTIPLE ENTRY VISA (数次入国査証)	GENERAL (一般)	3,300,000		660,000		
		インド人	90,000		90,000		
	TRANSIT VISA (通過査証)※注4	GENERAL (一般)	廃止			80,000	
		インド人	廃止			10,000	
	RE-ENTRY PERMIT EXTENSION (再入国許可の有効期間延長)		330,000			330,000	
EXTENSION OF THE VALIDITY OF THE REFUGEE TRAVEL DOCUMENT (難民旅行証明書の有効期間延長)		270,000			270,000		

注1: クレジットカード納付の場合、決済通貨は日本円です。日本国外発行のクレジットカードの場合には、決済が日本円になる関係で、決済時に使用される為替レートにより換算後の支払額に変動があったり、契約内容によっては、決済に伴う為替手数料を負担いただくことになります。

注2: 新しいパスポートを6か月以内に受取らずに失効し、その後、改めてパスポート申請される場合は、手数料が通常より高くなります。

注3: 領事手数料は、毎年4月1日に改訂され、申請日時点での手数料が適用されます。

注4: 通過査証は、令和8年7月1日以降廃止となります。